

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第43号

### 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条 - 第9条）

第2章 県民活動の促進（第10条 - 第15条）

第3章 災害又は危機に強いまちづくり（第16条 - 第20条）

第4章 災害時要援護者に係る対策（第21条 - 第23条）

第5章 関係者相互の連携（第24条 - 第28条）

第6章 雑則（第29条 - 第31条）

##### 附則

鳥取県は、昭和18年9月10日に発生した鳥取地震や、昭和27年4月17日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。また、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震では、県内外から駆け付けた人々による支援活動が被災地に希望を与えるとともに、住民同士が互いに支え合う地域社会の大切さを再認識することになった。

災害や危機の発生自体を完全に防ぐことはできないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることはできる。そのためには、行政はもとより、私たち一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。少子高齢化、過疎化等が進展し、人と人との絆が失われつつある今こそ、地域社会を再生し、地域における防災と危機管理の能力を高めていかなければならない。

このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることができるようにするため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- （2）危機 住民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがあるテロリズムの発生、感染症のまん延その他の事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- （3）防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- （4）危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処することをいう。
- （5）自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、住民が自発的に結成する団体（これらの活動を行う自治会その他の地縁による団体を含む。）をいう。

(6) 防災ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災又は危機管理に関する活動をいう。

(7) 災害時要援護者 災害又は危機が発生した場合における避難に、他者による介助その他の援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者をいう。

(基本的な考え方)

第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

(1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。）、共助（住民が互いに助け合っ  
てその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身  
体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）の取組を総合的に推進すること。

(2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被  
害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対  
策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

(3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性  
に関する情報を交換し、及び共有すること。

(県民の責務)

第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活  
動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。

2 県民は、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うととも  
に、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進  
するとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に  
協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 事業者は、災害又は危機が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救助等を行うととも  
に、事業活動の継続又は迅速な再開に努めるものとする。

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能のすべてを挙げて、災害対策  
基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及  
び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護  
法」という。）第35条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっと  
り、その市町村の区域における防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機  
管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び防災ボランティア活動を行いやすい環境の整  
備を図るものとする。

3 消防機関は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、市町村長及び警察と密接に連携する  
ものとする。

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能のすべてを挙げて、地域防災計  
画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び第30条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる  
防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 県は、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災及び危機管理に関する活  
動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災及び危機管理に関する連絡調整を行うもの  
とする。

3 県は、災害又は危機が発生した場合において、被害の程度により必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項その他の法令の規定によるほか、他の都道府県又は自衛隊、海上保安庁その他の国の機関に対して支援を要請するものとする。

4 警察は、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守るため、知事及び消防機関と密接に連携するものとする。

(地方公共団体相互の連携)

第8条 県及び市町村は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、他の地方公共団体と密接に連携するものとする。

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画及び国民保護法第33条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画ののっとり、その所掌事務に係る防災及び危機管理に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災及び危機管理に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 県民活動の促進

(情報の提供)

第10条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者(以下「市町村民等」という。)に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(防災教育等)

第11条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

2 事業者(市町村、県及び国の機関を含む。)は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員(消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。)及び消防団員(同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。)の訓練並びに防災及び危機管理に関して指導的役割を担う者の研修を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活性化)

第12条 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

2 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。

3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するとともに、特に優秀な自主防災組織又はその指導者を表彰し、その業績を一般に知らせるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備)

第13条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(事業継続計画の作成支援)

第14条 知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第15条 ライフライン事業者(電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

### 第3章 災害又は危機に強いまちづくり

(まちづくりにおける配慮)

第16条 市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第17条 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。

2 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第1条の2の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、同法第2条第1項に規定する計画で定めるところにより、同法第3条第1項各号に掲げる施設等の整備を計画的に進めるものとする。

(建築物の耐震改修の促進)

第18条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)及び耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。)の促進を図るものとする。

(避難所の耐震改修の計画的実施)

第19条 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。

2 知事は、県が設置し、又は管理する建築物について耐震改修を行うこと等により、前項に規定する市町村長の施策の実施に協力するものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

### 第4章 災害時要援護者に係る対策

(避難体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(安否に関する情報)

第22条 市町村長は、災害時要援護者が避難する必要がある場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設の管理者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第23条 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

#### 第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第24条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 国民保護法第34条第1項に規定する計画
- (3) 地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する計画
- (4) 耐震改修促進法第5条第1項に規定する計画
- (5) 第30条の規定により作成する計画

2 知事は、前項の規定により聴いた県民の意見を同項各号に掲げる計画に反映させるよう努めるものとする。

(協働の推進)

第25条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 鳥取県社会福祉協議会その他の社会福祉法人
- (3) 県内の医師により組織された団体その他の医療関係団体
- (4) ライフライン事業者及び次条の規定により協定を締結した事業者
- (5) 自主防災組織
- (6) 防災ボランティア活動の連絡調整を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防災又は危機管理に関する取組を推進するために必要な

(事業者との協定)

第26条 市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を求める事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

(報道機関等の協力)

第27条 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

2 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

(指針の作成)

第28条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災又は危機管理に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により指針を作成したときは、これを公表するものとする。

#### 第6章 雑則

(復興の円滑な推進)

第29条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 復興の基本方針に関する事項

- (2) 災害復興本部の設置及び組織に関する事項
- (3) 復興に関する施策に県民の意見を反映させる手続に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、復興を円滑に進めるために必要な事項

(危機管理に関する計画)

第30条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画及び国民保護法第34条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。）について定めた計画を作成するものとする。

- (1) 県が実施する危機管理のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 危機管理のための措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 危機管理のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理のための措置の実施に関し必要な事項

(危機管理対策本部)

第31条 知事は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に規定する県災害対策本部又は国民保護法第27条第1項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）に規定する県国民保護対策本部若しくは県緊急対処事態対策本部を設置する場合を除き、危機管理対策本部を設置するものとする。

- 2 危機管理対策本部は、県、市町村その他の関係機関が実施する危機管理のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- 3 危機管理対策本部の長は、危機管理対策本部長とし、知事をもって充てる。
- 4 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 副知事
  - (2) 県教育委員会の教育長
  - (3) 警察本部長
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が県職員のうちから指名する者
- 5 危機管理対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村、他の都道府県及び国の機関の職員に対し、危機管理対策本部の会議に出席するよう求めることができる。
- 6 危機管理対策本部長は、警察及び県教育委員会に対し、危機管理のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 知事は、危機管理対策本部に、危機が発生し、又は発生するおそれがある地域にあつて危機管理対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、危機管理対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。